

議案第15号

向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について

向日市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(向日市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 向日市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給</p> <hr/> <p>とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給</p> <hr/> <p>」とあるのは、「2号給」とする。</p> <p>5～7 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>重度心身障がい者</u></p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。</p> <p>5～7 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>重度の障がい者</u></p>

3 扶養手当の月額、前項第1号

に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第9条 削除

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円

とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）

にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、

又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第9条の2の2 第4条及び第8条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(地域手当)

第9条の3 略

2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の8を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第9条の2の2 前3条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(地域手当)

第9条の3 略

2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(通勤手当)



のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上あ

る場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略

(管理職員特別勤務手当)

第15条の8 管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は第14条に規定する休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の\_\_\_\_\_午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内で規則で定める額とする。\_\_\_\_\_

(2) 略

4 略

- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略

(管理職員特別勤務手当)

第15条の8 管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は第14条に規定する休日等\_\_\_\_\_

に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は第14条に規定する休日等以外の日の午前0時から\_\_\_\_\_午前5時までの間\_\_\_\_\_であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額\_\_\_\_\_とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内で規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) 略

4 略

(向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和3年条例第23号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額</u>の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 向日市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)</p> <p>第3条、第4条、第7条から第9条の2まで<u>及び第10条の2</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項、<u>第15条の7第2項</u>並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和3年条例第23号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第15条の7第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、給与条例第15条の8第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規</p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p><u>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、</u>予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 向日市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)</p> <p>第3条、第4条、第7条から第9条の2まで、<u>第10条の2及び第15条の7</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和3年条例第23号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第15条の8第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規</p>

定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の8第2項中「同項に規定する職員」とあるのは「同項に規定する職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の8第2項中「同項に規定する職員」とあるのは「同項に規定する職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第15号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>重度心身障がい者</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の2 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、管理者が指定する職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下この条において同じ。)又は休日等において<u>勤務をした</u>場合に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の<u>午前5時までの間(週休日又は休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>重度の障がい者</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の2 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、管理者が指定する職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下この条において同じ。)又は休日等において<u>勤務する</u>場合に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間</p>

<p>以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第20条 第5条、第6条_____及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第20条 第5条、第6条、<u>第6条の2</u>及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>
---	--

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の向日市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第8条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障がい者」とあるのは、「(5) 重度心身障がい者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」と、第3条の規定による改正後の向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第2項の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障がい者」とあるのは「(5) 重度心身障がい者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。  
(通勤手当に関する経過措置)
- 3 改正後の給与条例第10条第4項の規定は、令和7年4月1日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。